

# 災害時要援護者支援対策マニュアル

松前町

## 【 目 次 】

|        |                        |    |
|--------|------------------------|----|
| 1      | 趣 旨                    | 1  |
| 2      | 災害時要援護者の定義             | 1  |
| 3      | 災害時要援護者支援対策に対する基本的な考え方 | 1  |
| 4      | 平常時に必要な災害時要援護者支援対策     | 1  |
| 5      | 災害時要援護者地域支援体制づくり       | 2  |
| (1)    | 災害時要援護者リストの作成          | 2  |
| (2)    | 登録台帳等の情報管理             | 3  |
| 6      | 災害発生時の支援体制             | 4  |
| (1)    | 災害時における安否確認等の目安        | 4  |
| (2)    | 行政等の対応                 | 4  |
| (3)    | 社会福祉協議会の対応             | 5  |
| (4)    | 自主防災組織(または自治区)の対応      | 5  |
| (5)    | 民生児童委員及び独居高齢者見守り推進員の対応 | 5  |
| (6)    | 近隣協力員の対応               | 6  |
| 7      | その他                    |    |
| 「別表 1」 | 災害時要援護者区分              | 8  |
| 「様式 1」 | 災害時要援護者登録申請書兼登録台帳      | 10 |
| 「様式 2」 | 災害時要援護者リスト             | 11 |
| 「様式 3」 | 誓約書                    | 12 |
| 「様式 4」 | 災害時被害状況報告書             | 13 |
| 【資料 1】 | 防災関係機関等一覧表             | 14 |
| 【資料 2】 | 避難所一覧表                 | 16 |

# 災害時要援護者支援対策マニュアル

## 1 趣 旨

この支援対策マニュアルは、「松前町地域防災計画」を踏まえ、台風や地震災害に際し、行動等に大きなハンデキャップを有している身体等に障害を持つ者や高齢者などの災害時要援護者に対する安全確保のための具体的な支援対策を講じ、災害発生時に適切な行動をとるための指針とするものである。

## 2 災害時要援護者の定義

本マニュアルにおける「災害時要援護者」とは、災害時に自力で避難することに、支障を生ずるおそれのある、または不安を感じる高齢者及び障害者とし、別表1のとおり区分する。

## 3 災害時要援護者支援対策に対する基本的な考え方

災害時要援護者を災害から守るためには、災害時要援護者の障害の内容、程度、能力の状況に応じた支援策が適時かつ的確に講じられることが必要であることから、平常時における災害時要援護者支援対策を推進することを基本とする。

## 4 平常時に必要な災害時要援護者支援対策

災害による被害を未然に防止したり、被害を最小限に食い止めるためには、日頃からの対策が不可欠である。

特に、災害が発生すると、災害時要援護者への負担は大きく、平常時からの災害時要援護者の負担軽減を図るための対策を講じておくことが必要である。

地域ぐるみで災害時要援護者を支援する「災害時要援護者地域支援体制づくり」

適時に正確な情報提供が図られる「災害時要援護者向け情報伝達体制づくり」

災害時要援護者への支援意識の啓発、防災訓練の実施などによる「災害時要援護者支援意識づくり」

災害時要援護者が居住する施設等での被災を最小限とするための、「災

害時要援護者安全生活環境づくり」

災害支援の中核的な役割を担うボランティアの育成をするための、「災害時要援護者支援マンパワー体制づくり」

災害時要援護者が自力で避難ができるなど災害時要援護者にやさしい社会環境づくりを推進するための、「福祉のまちづくり」

## 5 災害時要援護者地域支援体制づくり

民生児童委員、自主防災組織（または自治区）を中心とした災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援、協働体制づくりを整備するため、平常時に、災害時要援護者を支援するために必要な情報を登載した災害時要援護者登録台帳及び要援護者リスト（以下「登録台帳等」という。）を整備するものとする。

登録台帳等を整備する際、災害が発生した場合に、災害時要援護者の居宅に駆けつけ避難行動等を支援する「近隣協力員」2名を設け、災害時要援護者の迅速な支援体制づくりを確立する。

### (1) 災害時要援護者リストの作成

災害が発生したとき、災害時要援護者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うため、松前町災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（様式1）に基づき必要な情報を登載した松前町災害時要援護者リスト（様式2。以下「要援護者リスト」という。）を整備するものとする。

#### 災害時要援護者の情報収集方法

災害時要援護者の情報収集については、下記ア又はイの方法により、基本的に本人の同意を得て情報収集するものとする。

なお、本人からの同意の内容は、民生児童委員、自主防災組織（または自治区）、社会福祉協議会などの災害時地域支援機関等で平常時の情報共有を行うこと及び災害時に災害対策本部、消防署、消防団などの防災関係機関や警察署への情報開示を行うこと並びに情報提供（住所、氏名、生年月日、電話番号、本人の状況など）の同意を得るものとする。また、近隣協力員の選定にあたっては、相手方に安全確認、避難誘導、関係者への連絡などをしてもらうことの同意を事前に得るものとする。

#### ア 本人からの自己申告による情報収集

松前町からの広報等での周知、障害者団体や老人クラブ等の団体組織を通じた呼びかけ、社会福祉施設等の職員や民生児童委員等の協力を得ての呼びかけを通して、災害時要援護者本人や家族から自己申告で災害時要援護者登録申請(以下「登録申請」という。)をしてもらう。

#### イ 本人の同意による情報収集

役場の福祉課や健康課窓口での説明や、民生児童委員、自主防災組織、関係団体等の協力を得て、災害時要援護者本人や家族に直接働きかけて、本人等の同意を得て、登録申請してもらう。

この際、働きかけの対象者は、65歳以上の在宅高齢者のうち、独居の者、高齢者のみの世帯の者、要介護3以上の者並びに在宅障害者のうち身体障害者手帳1・2級所持者、知的障害者で療育手帳A・B判定の者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者とする。

要援護者リストに搭載する者・しない者

ア 原則的に登録申請のあった者は搭載する。ただし、同居する世帯員等により情報伝達、避難誘導及び安否確認ができるなど災害時要援護者に対してすべての支援の必要がない者は、除く。

イ 災害時要援護者の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号について情報提供の同意があれば搭載する。要援護者区分、近隣協力員、緊急連絡員などの他の記載がなくても搭載する。

この際、要援護者区分に記載がないときは障害の程度に応じた避難誘導等の対応ができないおそれがあること、近隣協力員の記載がないときは安否確認等が遅れるおそれがあることなどの説明を、災害時要援護者に十分行うものとする。

ウ 情報提供先に1箇所でも同意できないものがあるときは、登録申請ができない。

### (2) 登録台帳等の情報管理

登録台帳等は、障害者については福祉課、高齢者については健康課がそれぞれ原本を管理し、整備するとともに現況把握に努めるものとする。また、登録内容変更に伴う登録台帳等の更新は、1年に1回行うものとする。

なお、自主防災組織等災害時地域支援機関に情報提供するときは、必要に応じ誓約書（様式３）の提出を求める。また、個人情報についてはその取扱いに慎重を期するものとする。

## 6 災害発生時の支援体制

### （１）災害時における安否確認等の目安

ア 地震災害・・・震度５弱以上の地震が発生した場合

イ 風水害・・・避難準備情報、避難勧告または指示が出されたとき

ウ その他・・・災害時要援護者の安否の確認が必要と思われる災害が発生した場合

### （２）行政等の対応

#### 災害対策本部事務局

本部事務局は、松前町地域防災計画に基づき、災害対策全般の事務を処理する。本部事務局は、災害により被害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害時要援護者を優先した災害情報伝達や避難誘導指示などの対応をとるものとする。

#### 災害対策本部福祉部（福祉課、健康課）

災害発生時は、社会福祉協議会と連携して、民生児童委員や独居高齢者見守り推進員及び近隣協力員等と連絡をとり、要援護者リスト登載の災害時要援護者の安否確認、被害確認を迅速に行う。

また、状況に応じて、災害時要援護者支援担当を置き、災害対策本部や消防署等との連携のもとに、災害時要援護者の避難支援業務を実施する。

#### 消防署

消防署は、災害対策本部、消防団、自主防災組織と連携・協力し、災害時要援護者の支援に努めるものとする。

#### 消防団

消防団は、地域における消防・防災の中核的存在として、消防署や自主防災組織と連携し、災害時要援護者の支援や避難誘導に努めるものとする。

### ( 3 ) 社会福祉協議会の対応

#### 民生児童委員の被災確認

民生児童委員の被災状況を確認し、民生児童委員が被災している場合や連絡が取れない場合には、他の民生児童委員に安否確認を依頼するとともに、安否確認の取れていない災害時要援護者の確認把握に努めるものとする。

あわせて、民生児童委員の被災状況を災害対策本部福祉部に連絡し、災害時要援護者の多元的な安否確認等を依頼する。

#### 災害時要援護者の支援

状況に応じて、災害対策本部や消防署等との連携のもとに、災害ボランティアを活用するなどして災害時要援護者の支援に努める。

また、避難所へ避難している災害時要援護者についても災害ボランティアを活用して状況の把握に努める。

### ( 4 ) 自主防災組織（または自治区）の対応

自主防災組織(または自治区)は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう。」という住民の隣保協同の精神に基づき、地域で自主的に防災活動を行う組織として、日頃から災害時要援護者や地域住民とのコミュニケーションを密にするとともに災害時要援護者の実態把握に努めるものとする。

災害発生時には、地域の民生児童委員、独居高齢者見守り推進員、近隣協力員の協力を得ながら、災害時要援護者の支援や避難誘導に努めるものとする。

### ( 5 ) 民生児童委員及び独居高齢者見守り推進員の対応

#### 民生児童委員

民生児童委員は、社会福祉協議会、自主防災組織等と連携を図るとともに、独居高齢者見守り推進員、近隣協力員等の協力を得て、担当地域内の要援護者リスト登載者の安否確認を迅速に行う。

また、状況に応じて、災害対策本部や消防署などの防災関係機関への連絡や現場出動要請等を行う。

被害が生じた場合は、できるだけ迅速に近隣協力員または独居高齢者見守り推進員の協力を得て、災害時被害状況報告書（様式４）を作成し

災害対策本部福祉部に提出する。

独居高齢者見守り推進員

民生児童委員から連絡があった場合は、速やかに近隣協力員等と連携を図り、要援護者リスト登載者の安否確認を行う。

また、被害が生じた場合は、民生児童委員ができるだけ迅速に災害時被害状況報告書を作成できるよう協力する。

## ( 6 ) 近隣協力員の対応

近隣協力員は、災害発生時には、災害時要援護者宅に駆けつけ、安否確認、避難場所への誘導等を行う。誘導が困難な場合は、災害対策本部、消防署、自主防災組織（または自治区）、民生児童委員、独居高齢者見守り推進員等の関係者に連絡をとる。

近隣協力員は、災害発生後、災害時要援護者の避難状況等を民生児童委員または独居高齢者見守り推進員に報告する。

安否確認の留意事項

災害発生時の安否確認を速やかに行うことは、取り残された災害時要援護者等の救出に重要であり、近隣協力員が率先して行うことが必要である。

ア 安否確認は、現地で救出、避難誘導を行うことで、一時的に確認できると考えられるが、さらに避難所において安否の確認を行うとともに、その他の情報を収集するなどして複数の確認行為が必要である。

イ あらかじめ定められた情報伝達を多元化しておくことが必要である。

災害時要援護者の救出、避難誘導等応急活動の留意事項

災害発生時の在宅の高齢者、障害者等については、平常時より在宅介護等の援護を受けている方に加え、災害により家族や近隣の援護を失ったり、自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障を生ずるなどの事態が発生するため、次の対応策が必要である。

ア 事前対策として、消防団、自主防災組織（または自治区）、民生児童委員、ボランティア組織等の連携体制により、在宅高齢者、障害者等の救出、避難誘導等の訓練を行う。

イ 避難誘導先は、各地区に避難所や一時避難所が定められているの

で、必ず把握しておく。

ウ 要援護者リストに登録された災害時要援護者については、速やかな救出、避難誘導と安否等の情報収集に努める。

エ 救出にあたっては、災害対策本部、消防署または警察署等の指示のもとに行うことが望ましいが、迅速に行うためには、自主防災組織（または自治区）、消防団等を中心とした地域住民の協力のもとに行う。

別表1 災害時要援護者区分

| 区分        |                       | 災害時の対応能力   | 災害時に配慮を要する事項  |
|-----------|-----------------------|--|---|
| 65歳以上の高齢者 | 独居高齢者                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者のため災害の覚知が遅れる可能性がある。</li> <li>・体力が衰え機敏な行動がとりにくいが、自力で行動できる。</li> <li>・近所付き合いが少なくなるなど地域とのつながりが希薄になっている場合がある。</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達、救助、避難誘導などの支援者の確保が必要。</li> <li>・他人に迷惑をかけたくない気持ちが強く、我慢をしてしまうことがあるので、本人の状態をこまめに確認することが必要。</li> </ul>  |
|           | 高齢者のみ世帯の者             |  |   |
|           | 要介護 <sup>3</sup> 以上の者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介助者がいない場合には、覚知が遅れる可能性がある。</li> <li>・自力での行動ができない。</li> <li>・自分の状況を伝えることが困難な場合が多い。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレッチャー等の移動用具やおぶい紐でおぶったり、担架で移動させる。また、支援者の確保が必要。その支援者の行動は制約される。</li> <li>・医療機関との連絡体制が必要。日頃から服用している薬等があれば、携帯するようにする。</li> </ul>   |
|           | その他高齢者                | (上記以外で、災害時に自力で避難することに支障を生ずるおそれのある、または不安を感じる者)  |   |
| 障害者       | 視覚障害者                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害により、災害の覚知が遅れる可能性がある。</li> <li>・視覚障害による状況の把握が困難。</li> <li>・災害時には、障害物等によりよく知っている場所でも、いつものように行動できなくなる。</li> <li>・日常生活圏を離れた場所では、介助が必要となる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声による情報伝達及び状況説明が必要。</li> <li>・避難誘導などの支援者の確保が必要。</li> <li>・誘導するときは、白杖を持たないほうの手で肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり後ろから押ししたりしないようにする。</li> <li>・誘導するときに、路上に障害物がある場合は、たとえば段であれば段の手前で立ち止まって、上がるのか下がるのか伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かって前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況について説明する。</li> <li>・盲導犬を伴っている方には、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしない。</li> <li>・避難所では、施設の中を誘導して、どこに何があるか確認させることが必要。</li> <li>・避難所では、文字で書かれた連絡等の情報が多いので、何が書いてあるのか口頭で知らせる。</li> </ul> |
|           | 聴覚障害者                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害により、災害の覚知が遅れる。</li> <li>・聴覚障害による状況の把握が困難。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身振り、手話、筆談などの視覚による情報伝達及び状況説明が必要。</li> <li>・避難誘導などの支援者の確保が必要。</li> <li>・手話や筆談で伝えることが多いが、手話を使わない場合又は文章の伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いて伝える。</li> </ul>   |
|           | 肢体不自由者                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子・ストレッチャー等の移動用具と支援者の確保が必要。車椅子が使用できない場合には、おぶい紐でおぶったり、担架で移動させる。</li> <li>・車椅子を使用する場合、段差を越えるときは、足元にあるステップを踏み、前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて静かに段差に載せてから押し進める。上がるときは車椅子を前向きに、下りるときは後ろ向きにするのが安全であり、いずれもブレーキをかける。穏やかな坂は、車椅子を前向きにして下るが、急な坂は後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにする。階段を避難するときは、2人から3人で車椅子を持ち上げてゆっくり移動する。</li> <li>・避難所では、車椅子が通るために最低80cmの幅が、回転するためには直径150cmが必要。</li> </ul>   |
|           | 音声・言語・そしゃく機能障害者       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救出、救助など命にかかわる要請を伝えることが困難である。</li> </ul>  |   |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| <p>内部<br/>障害者</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。</li> <li>・定期的に人工透析の必要な人や人工肛門を使っている人、ペースメーカーを埋めている人など、外見からは判断できないが、災害時に医療行為が受けられなくなると生命にかかわる場合がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子等の移動用具と支援者の確保が必要。</li> <li>・医療機関との連絡体制と常時使用する医療機器、薬等を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く医療機関へ誘導、搬送する。</li> <li>・誘導、搬送方法を事前に決めておく。</li> <li>・身体の状況によっては、水、たんぱく質、塩分、油分などの制限をしなければならない人もいますので、食事を提供するときには本人に確認する。</li> </ul>   |
| <p>その他<br/>障害者</p> | <p>(知的障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で危険を判断し行動することが困難。</li> <li>・急激な環境の変化により、精神的な動揺が見られる場合がある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて、一人にさせず、誰かが付き添うようにして移動する。</li> <li>・話しかけるなど、精神的に不安定にならないような対応が必要。災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、発作がある場合は、主治医若しくは最寄りの医療機関などに相談する。日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。</li> </ul>   |
|                    | <p>(精神障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、環境の変化に対応できず、精神的動揺が激しくなる。</li> <li>・近隣との関係が希薄な場合、情報不足となりがちである。</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気持ちを落ち着かせることが必要。努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させて、一人にさせず、誰かが付き添うようにして移動する。</li> <li>・症状に応じた周囲の思いやりと協力が必要であるとともに、医療機関や支援者等との連絡体制が必要。</li> <li>・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、強い不安や病状悪化が見られる場合は、主治医若しくは最寄りの医療機関又は保健所へ相談する。</li> <li>・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。</li> </ul> |
|                    | <p>(その他障害者)</p> <p>上記以外で、災害時に自力で避難することに支障を生ずるおそれのある、または不安を感じる者</p>  |  |

(様式1)

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

松前町長様

私は、災害時に援護が必要になるため、松前町災害時要援護者の登録を申請します。

つきましては、下記事項が近隣協力員・担当民生児童委員・社会福祉協議会・自主防災組織(または自治区)等災害時地域支援機関及び災害対策本部・消防署・消防団等防災関係機関並びに警察署へ情報提供されることに同意します。

【太枠は必ず記入してください。その他は記入できる範囲で結構です。】

|   |                   |           |               |       |
|---|-------------------|-----------|---------------|-------|
| フリガナ<br>氏名  |                   | 性別<br>男・女 | 作成日           | 年 月 日 |
| 生年月日  | M・T・S・H 年 月 日 生 歳 | 世帯主       |               |       |
| 住所  | 松前町               | 電話        |               |       |
|   |                   | FAX       |               |       |
| 家族構成<br>(本人含む)  | 人                 | 地区名       | 自主防災組織<br>の有無 | 有・無   |
| 手続代行者(本人以外が代行した場合)  |                   |           | 続柄            |       |
| 担当民生児童委員名   |                   | 電話:       |               |       |
| ( 独居高齢者見守り推進員名 )  |                   | 電話:       |               |       |
| 緊急連絡先   | 氏名                | 住所及び電話番号  |               | 続柄    |
|   |                   | 住所:       |               |       |
|   |                   | 電話:       | 携帯            |       |
|   |                   | 住所:       |               |       |
|   |                   | 電話:       | 携帯            |       |
| 本人の状況 (あてはまる項目を で囲んでください。)  |                   |           |               |       |
| A【在宅高齢者(65歳以上)】   |                   |           |               |       |
| 独居                      高齢者のみ世帯                      要介護3以上                      その他高齢者       |                   |           |               |       |
| B【在宅障害者】  |                   |           |               |       |
| 視覚障害                      聴覚障害                      肢体不自由                      音声・言語・そしゃく機能障害 |                   |           |               |       |
| 内部障害                      その他障害者  |                   |           |               |       |
| 現在受けている保健、医療、福祉サービス機関又は主治医  |                   |           |               |       |
| 特記事項(伝えておきたいことなど)   |                   |           |               |       |

あなたが希望する近隣協力員を記載してください。(災害が発生した場合に居宅に駆けつけ安否確認等をしてもらうことの同意を得た後、近隣協力員本人に記載してもらう。)

|       |             |       |             |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 近隣協力員 | フリガナ<br>氏名: | 近隣協力員 | フリガナ<br>氏名: |
|       | 住所: 松前町     |       | 住所: 松前町     |
|       | 電話:         |       | 電話:         |

(問い合わせ先) 松前町 福祉課・健康課 電話 985-2111(代)



平成 年 月 日

### 誓約書兼名簿受領書

松前町長 様

|     |                           |        |   |
|-----|---------------------------|--------|---|
| 住 所 | 松前町大字                     |        |   |
| 団体名 | 松前町民生委員・児童委員協議会           |        |   |
| 役職名 | ( _____ 地区 ) 松前町民生委員・児童委員 |        |   |
| 氏 名 |                           | 誓約兼受領印 | 印 |

松前町災害時要援護者の名簿については、災害時の救済活動等に役立てる為、名簿の記載事項を松前町個人情報保護条例(平成17年条例第1号)に基づき、適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、その利用を災害時の要援護者の支援の目的のみに使用することを誓約します。



【資料1】

## 防災関係機関等一覧表

### 1 防災関係機関

#### (1) 災害対策本部

| 名称        | 連絡先等  |
|-----------|---|
| 本部事務局兼総務部 | 役場総務課危機管理係<br>松前町筒井631番地<br>TEL 985-2111 (代表) FAX 985-4148<br>TEL 985-4103 (直通) |
| 災害対策本部福祉部 | 役場福祉課 TEL 985-4114 (直通)   |
|           | 役場介護保険課 TEL 985-4115 (直通)   |

#### (2) 消防署

| 名称    | 連絡先等  |
|-------|---|
| 松前消防署 | 松前町筒井809番地1<br>TEL 984-3404 (緊急時119番)<br>FAX 984-4310 |

#### (3) 消防団

| 方面隊    | 分団   | 地域           | 連絡先               |
|--------|------|--------------|-------------------|
| 松前方面隊  | 第1分団 | 南黒田、北黒田      | 松前消防署又は<br>災害対策本部 |
|        | 第2分団 | 宗意原、新立       |                   |
|        | 第3分団 | 本村、筒井        |                   |
| 北伊予方面隊 | 第4分団 | 徳丸、中川原、出作    |                   |
|        | 第5分団 | 神崎、鶴吉        |                   |
|        | 第6分団 | 横田、大溝、永田、東古泉 |                   |
| 岡田方面隊  | 第7分団 | 大間、上高柳、恵久美   |                   |
|        | 第8分団 | 昌農内、西古泉      |                   |
|        | 第9分団 | 西高柳、北川原、塩屋   |                   |

### 2 警察署

| 名称    | 連絡先等   |
|-------|--|
| 伊予警察署 | 伊予市下吾川960番地<br>TEL・FAX兼 982 - 0110 (緊急時110番) |

### 3 災害時地域支援機関

#### (1) 社会福祉協議会

| 名称         | 連絡先等  |
|------------|---|
| 松前町社会福祉協議会 | 松前町筒井710番地1<br>TEL 985-4144<br>FAX 985-3912 |

#### (2) 自主防災組織(平成20年1月現在)

| 名称         | 結成        | 世帯数  | 連絡先             |
|------------|-----------|------|-----------------|
| 南黒田自主防災会   | H19.4.1   | 445  | 区長又は組織の避難誘導担当など |
| 筒井地区自主防災隊  | H18.8.28  | 1405 |                 |
| 徳丸自主防災会    | H18.2.1   | 510  |                 |
| 神崎自主防災会    | H17.8.3   | 578  |                 |
| 鶴吉自主防災会    | H18.8.1   | 287  |                 |
| 横田自主防災会    | H18.3.1   | 108  |                 |
| 東古泉地区自主防災会 | H19.7.15  | 197  |                 |
| 大溝自主防災会    | H19.12.1  | 144  |                 |
| 上高柳自主防災会   | H17.12.1  | 508  |                 |
| 昌農内自主防災会   | H18.11.19 | 530  |                 |
| 西古泉自主防災会   | H17.4.16  | 695  |                 |
| 北川原自主防災会   | H19.4.1   | 503  |                 |
| 恵久美自主防災会   | H19.10.1  | 520  |                 |
| 西高柳自主防災会   | H20.1.6   | 415  |                 |

【資料1】

## 防災関係機関等一覧表

### 1 防災関係機関

#### (1) 災害対策本部

| 名称        | 連絡先等  |
|-----------|---|
| 本部事務局兼総務部 | 役場総務課危機管理係<br>松前町筒井631番地<br>TEL 985-2111 (代表) FAX 985-4148<br>TEL 985-4103 (直通) |
| 災害対策本部福祉部 | 役場福祉課 TEL 985-4114 (直通)   |
|           | 役場健康課 TEL 985-4205 (直通)   |

#### (2) 消防署

| 名称    | 連絡先等  |
|-------|---|
| 松前消防署 | 松前町筒井809番地1<br>TEL 984-3404 (緊急時119番)<br>FAX 984-4310 |

#### (3) 消防団

| 方面隊    | 分団   | 地域           | 連絡先               |
|--------|------|--------------|-------------------|
| 松前方面隊  | 第1分団 | 南黒田、北黒田      | 松前消防署又は<br>災害対策本部 |
|        | 第2分団 | 宗意原、新立       |                   |
|        | 第3分団 | 本村、筒井        |                   |
| 北伊予方面隊 | 第4分団 | 徳丸、中川原、出作    |                   |
|        | 第5分団 | 神崎、鶴吉        |                   |
|        | 第6分団 | 横田、大溝、永田、東古泉 |                   |
| 岡田方面隊  | 第7分団 | 大間、上高柳、恵久美   |                   |
|        | 第8分団 | 昌農内、西古泉      |                   |
|        | 第9分団 | 西高柳、北川原、塩屋   |                   |

### 2 警察署

| 名称    | 連絡先等   |
|-------|--|
| 伊予警察署 | 伊予市下吾川960番地<br>TEL・FAX兼 982 - 0110 (緊急時110番) |

### 3 災害時地域支援機関

#### (1) 社会福祉協議会

| 名称         | 連絡先等  |
|------------|---|
| 松前町社会福祉協議会 | 松前町筒井710番地1<br>TEL 985-4144<br>FAX 985-3912 |

#### (2) 自主防災組織(平成22年12月31現在)

| 名称         | 結成        | 世帯数   | 連絡先             |
|------------|-----------|-------|-----------------|
| 南黒田自主防災会   | H19.4.1   | 484   | 区長又は組織の避難誘導担当など |
| 筒井地区自主防災隊  | H18.8.28  | 1,703 |                 |
| 徳丸自主防災会    | H18.2.1   | 537   |                 |
| 神崎自主防災会    | H17.8.3   | 600   |                 |
| 鶴吉自主防災会    | H18.8.1   | 347   |                 |
| 横田自主防災会    | H18.3.1   | 111   |                 |
| 東古泉地区自主防災会 | H19.7.15  | 201   |                 |
| 大溝自主防災会    | H19.12.1  | 199   |                 |
| 上高柳自主防災会   | H17.12.1  | 540   |                 |
| 昌農内自主防災会   | H18.11.19 | 545   |                 |
| 西古泉自主防災会   | H17.4.16  | 781   |                 |
| 北川原自主防災会   | H19.4.1   | 579   |                 |
| 恵久美自主防災会   | H19.10.1  | 539   |                 |
| 西高柳自主防災会   | H20.1.6   | 467   |                 |
| 中川原自主防災会   | H20.2.1   | 445   |                 |
| 出作自主防災会    | H20.2.20  | 325   |                 |
| 北黒田自主防災会   | H20.5.16  | 1,340 |                 |
| 新立地区自主防災会  | H20.7.1   | 1,068 |                 |
| 塩屋自主防災会    | H20.7.13  | 275   |                 |
| 永田地区自主防災会  | H20.9.21  | 179   |                 |
| 宗意原自主防災会   | H20.10.2  | 1,077 |                 |
| 本村自主防災会    | H22.3.24  | 266   |                 |
| 大間自主防災会    | H23.1.11  | 199   |                 |

[資料2]

## 避難所一覧表

### (1) 避難所（校舎・体育館・武道場）

|   | 施設名      | 収容可能<br>人員(人) | 面積 (㎡) | 所在地      | 電話番号     |
|---|----------|---------------|--------|----------|----------|
| 1 | 松前小学校    | 4,486         | 8,973  | 筒井1175   | 984-1033 |
| 2 | 松前中学校    | 4,259         | 8,519  | 浜963     | 984-1149 |
| 3 | 北伊予小学校   | 3,080         | 6,161  | 神崎226    | 984-1322 |
| 4 | 北伊予中学校   | 3,031         | 6,063  | 神崎415-1  | 984-2254 |
| 5 | 岡田小学校    | 3,056         | 6,113  | 西高柳156   | 984-2249 |
| 6 | 岡田中学校    | 3,520         | 7,040  | 昌農内443-1 | 984-1357 |
| 7 | 伊予高校     | 7,645         | 15,290 | 北黒田119-2 | 984-9311 |
| 8 | 健康増進センター | 273           | 546    | 鶴吉118-1  | 983-4038 |
| 9 | 松前公園     | 2,650         | 5,300  | 筒井638    | 984-7227 |
|   | 合計       | 32,000        | 64,005 |          |          |

収容可能人員は、概ね2㎡あたり1名で算定

### (2) 一時避難所（運動場）

|   | 施設名     | 収容可能<br>人員(人) | 面積 (㎡)  | 所在地      | 電話番号     |
|---|---------|---------------|---------|----------|----------|
| 1 | 松前小学校   | 8,754         | 8,754   | 筒井1175   | 984-1033 |
| 2 | 松前中学校   | 16,083        | 16,083  | 浜963     | 984-1149 |
| 3 | 北伊予小学校  | 12,346        | 12,346  | 神崎226    | 984-1322 |
| 4 | 北伊予中学校  | 9,528         | 9,528   | 神崎415-1  | 984-2254 |
| 5 | 岡田小学校   | 10,125        | 10,125  | 西高柳156   | 984-2249 |
| 6 | 岡田中学校   | 9,848         | 9,848   | 昌農内443-1 | 984-1357 |
| 7 | 伊予高校    | 24,939        | 24,939  | 北黒田119-2 | 984-9311 |
| 8 | 町民グラウンド | 13,762        | 13,762  | 鶴吉118-1  |          |
| 9 | 松前公園    | 15,300        | 15,300  | 筒井638    | 984-7227 |
|   | 合計      | 120,685       | 120,685 |          |          |

収容可能人員は、概ね1㎡あたり1名で算定

### (3) 災害時要援護者の一時受入場所（一般の避難所での共同生活が困難な場合）

|   | 施設名         | 所在地       | 電話番号     |
|---|-------------|-----------|----------|
| 1 | 松前町総合福祉センター | 筒井710 - 1 | 985-3200 |
| 2 | 松前町保健センター   | 筒井633 - 5 | 985-4118 |

(様式1)

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

松前町長様

私は、災害時に援護が必要になるため、松前町災害時要援護者の登録を申請します。

つきましては、下記事項が近隣協力員・担当民生児童委員・社会福祉協議会・自主防災組織(または自治区)等災害時地域支援機関及び災害対策本部・消防署・消防団等防災関係機関並びに警察署へ情報提供されることに同意します。

【太枠は必ず記入してください。その他は記入できる範囲で結構です。】

|   |   |           |           |               |                                       |     |       |
|---|---|-----------|-----------|---------------|---------------------------------------|-----|-------|
| フリガナ<br>氏名  | マサキ<br>松前   | ハナコ<br>花子 |           | 性別            | 男・ <input checked="" type="radio"/> 女 | 作成日 | 年 月 日 |
| 生年月日  | M・T・ <input checked="" type="radio"/> S・H 10年 3月 3日 生 72歳 |           |           | 世帯主           | 本人                                    |     |       |
| 住所  | 松前町 大字筒井631番地   |           |           | 電話            | 985 -                                 |     |       |
|   |   |           |           | FAX           |                                       |     |       |
| 家族構成<br>(本人含む)  | 1人  | 地区名       | 宗意原       | 自主防災組織<br>の有無 | <input checked="" type="radio"/> 有・無  |     |       |
| 手続代行者(本人以外が代行した場合)  |   |           |           |               |                                       | 続柄  |       |
| 担当民生児童委員名   |   |           |           |               |                                       | 電話: |       |
| ( 独居高齢者見守り推進員名 )  |   |           |           |               |                                       | 電話: |       |
| 緊急連絡先   | 氏名  |           | 住所及び電話番号  |               |                                       | 続柄  |       |
|   | マサキ<br>松前   |           | タロウ<br>太郎 |               | 住所: 松山市 1-2                           |     | 兄     |
|   |   |           |           |               | 電話: 948 - x x 携帯                      |     |       |
|   |   |           |           |               | 住所:                                   |     |       |
|   |   |           |           | 電話: 携帯        |                                       |     |       |
| 本人の状況 (あてはまる項目を で囲んでください。)  |   |           |           |               |                                       |     |       |
| A【在宅高齢者(65歳以上)】   |   |           |           |               |                                       |     |       |
| <input checked="" type="radio"/> 独居 <input type="radio"/> 高齢者のみ世帯 <input type="radio"/> 要介護3以上 <input type="radio"/> その他高齢者 |   |           |           |               |                                       |     |       |
| B【在宅障害者】  |   |           |           |               |                                       |     |       |
| 視覚障害      聴覚障害      肢体不自由      音声・言語・そしゃく機能障害   |   |           |           |               |                                       |     |       |
| 内部障害      その他障害者  |   |           |           |               |                                       |     |       |
| 現在受けている保健、医療、福祉サービス機関又は主治医  |   |           |           | 松前町社会福祉協議会    |                                       |     |       |
| 特記事項(伝えておきたいことなど)   |   |           |           | 一人では歩行困難。     |                                       |     |       |

知っておいてほしいこと  
など書いて下さい。

あなたが希望する近隣協力員を記載してください。(災害が発生した場合に居宅に駆けつけ安否確認等をしてもらうことの同意を得た後、近隣協力員本人に記載してもらう。)

|       |             |       |             |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 近隣協力員 | フリガナ<br>氏名: | 近隣協力員 | フリガナ<br>氏名: |
|       | 住所: 松前町     |       | 住所: 松前町     |
|       | 電話:         |       | 電話:         |

ご自分でお願ひして下さい。  
(1名だけでも構いません)

## 災害が起きたときに助け合う制度の申請について

この制度は、申請された皆様のことを、松前町だけでなく近くにお住まいの皆さんや民生委員さんに見守っていただくものです。

大きな地震や台風などの災害が起きたときに、一緒に避難してもらったり、危険を知らせていただいたりします。

登録を希望する人は、申請書を書いて松前町介護保険課へ提出して下さい。

### 【申請書の書き方】

この用紙の裏面の記入例を見ながら書いて下さい。

【近隣協力員】は、ご自身でお願いして下さい。

(いない場合は空白でも構いません。ただし、安否確認が遅れることがあります。)

承諾署名欄はご自分で記入し、印鑑を押して下さい。

シャチハタは使えません。

代わりの方が記入するときは、「 代筆」とご記入下さい。

### 【個人情報について】

申請書に書かれている情報は、災害が発生したときの助け合いのために使用するもので、それ以外のことに使用することはありません。

なお、地域支援機関及び防災関係機関に情報を提供することを再度ご確認ください。

\*地域支援機関・・・近隣協力員・担当民生児童委員・社会福祉協議会  
自主防災組織（または自治区）等

\*防災関係機関・・・災害対策本部・消防署  
消防団等防災関係機関並びに警察署

# 災害発生時などに 高齢者や障害者を支援します。

集中豪雨や地震など災害が発生する恐れがあるときや発生したときに、重度の障害者やひとり暮らしの高齢者など、災害時要援護者を支援します。



## 災害時要援護者とは

在宅で下の 1 ~ 7 の対象者のいずれかに該当し、災害時において地域の中での支援を希望する人で、近隣協力員、担当民生・児童委員、自主防災組織（又は自治区）など支援機関や災害対策本部、消防署、消防団などの防災関係機関に個人情報を提供することに同意した人です。

ただし、ここでいう高齢者は 65 歳以上の人とし、障害者は身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A・B または精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者で 65 歳未満の人です。

1 ひとり暮らしの高齢者

2 高齢者のみの世帯

3 寝たきり高齢者（介護度 3 以上）

4 身体障害のある方

5 知的障害のある方

6 精神障害のある方

7 上記に掲げる以外の人で、自力での避難に不安を感じている人

## 災害発生時における避難誘導、安否確認などの目安

下の ① ~ ③ の災害が確認できた時点において、近隣協力員は速やかに災害時要援護者の避難誘導、安否確認を行います。

① 地震災害・・・役場地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合

② 風水害・・・避難準備情報、避難勧告又は避難指示が出された場合

③ その他・・・災害時要援護者の避難誘導、安否確認が必要と思われる災害が発生した場合

避難準備情報とは、町が災害時要援護者などに対して避難行動を始めるよう呼びかける情報です。

## 申請方法

申請書に必要事項を書いて役場福祉課又は健康課へ提出してください。  
（申請書は各窓口にあります。なお、民生委員さんのお宅にも置いてあります。）

申請する  
皆さんへ

大規模な災害のときには、予想しない事態が起こります。災害時要援護者登録をしたことで安心し、ただ助けに来てくれるのを待つだけではなく、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、日頃から積極的に支援者や周囲の人と良い関係を作るように心掛けてください。

問い合わせ先

福祉課 / TEL 985-4112

健康課 / TEL 985-4205

↑  
障害者の登録

↑  
高齢者の登録